

早期退職に係る募集実施要項

令和 4 年 10 月 17 日
人 事 院 事 務 総 長

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次とのおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に規定する行政職俸給表(一)、専門スタッフ職俸給表又は指定職俸給表の適用を受ける職員で、令和 5 年 3 月 31 日において「勤続 20 年以上（国家公務員退職手当法第 7 条の規定の計算による。）」かつ「45 歳以上」のもの。（応募することができない職員については、注 1 参照。）

2 募集人数

4 名（応募上限数 5 名）

3 募集の期間

令和 4 年 10 月 24 日（月）午前 10 時から

令和 4 年 11 月 14 日（月）午後 5 時まで

ただし、応募した職員の数が上記 2 の応募上限数に達した時点で、募集の期間は満了するものとし、直ちにその旨を周知する。また、募集人数に応募が達しないこと等により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和 4 年 12 月 31 日（土）から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

5 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別

記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記6の担当宛に電子メールで提出する。

- (2) 事務総長は、応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し令和4年11月28日（月）までに、それぞれ「認定通知書」（別記様式第三）又は「不認定通知書」（別記様式第四）により通知する。（不認定となる場合については、注2参照。）
- (3) 事務総長は、応募による退職が予定されている職員である旨の認定の決定を行った場合には、当該認定後遅滞なく、当該職員の退職すべき期日を定め、「退職すべき期日の決定通知書」（別記様式第五）により当該職員に通知する。
- (4) 応募申請書を出した職員が、応募申請を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」と同様の方法で提出する。
※ 応募者に対する認定を行った後に生じた事情により、応募者が退職すべき期日に退職することで職務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、事務総長は、応募者にその旨及びその理由を明示し、応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を繰り上げ又は繰り下げるができるものとする。

6 本件に関する担当（問合せ先）

人事課人事班

[REDACTED]

電話

[REDACTED]

[REDACTED]

E-mail

[REDACTED]

[REDACTED]

以上

注1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和4年10月24日（募集開始日）において国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年10月24日から令和4年11月14日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

注2 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、懲戒処分又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に対する懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。）を受けた場合
- (3) 応募者が、上記(2)の懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると事務総長が認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると事務総長が認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者数が募集人数4名を超えて、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する認定をする者の数を募集する人数の範囲内に制限するために必要な方法」による場合

国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する認定をする者の数を募集する人数の範囲内に制限するために必要な方法

令和4年10月17日

人事院事務総長

応募者数が募集人数を超えた場合においては、下記の方法により認定する者の数を募集人数の範囲内に制限する。

記

- 1 募集人数は4名とし、応募受付人数の上限は5名とする。
- 2 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- 3 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- 4 募集実施要項注2の(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が4名を超える場合には、上記2のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

以上